	制度名	概要	要件等	締切	リンク	リンク先
相談受付中	生分解性マルチ緊急導入支援事業	【趣旨】	【事業主体】	2024年3月5日	https://www	千葉県HP
		生分解性マルチは、土壌中にすき込むことで	農業者の組織する団体、農業協同組合、農業協同組合連合			
		微生物によって分解されることから、農作物	· ·		.pref.chiba.lg	
		収穫後の回収作業や廃プラスチック処分が不				
			1 代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営に関する規		.jp/seisan/ki	
		削減、それによる生産規模の拡大が期待でき	約が定められていること。 2 生分解性マルチを新たに導		nuu /ooioon	
			入する面積又は前年度に比べて取組拡大する面積が概ね3		nyuu/seisan	
		チックの排出量の削減を図るため、生分解性	ha 以上であること。ただし、取組面積が概ね3ha 未満の		hanbai.html#	
		マルチの導入に取り組む生産者団体等を支援	団体等であっても、今後、産地として、生分解性マルチの		Hamban.htm//	
		します。	導入を計画的に推進していく場合など、生分解性マルチの		seibunkai	
			普及が期待できる場合、地域の状況に応じ、本事業の対象			
		【事業内容】	とする。			
		1 補助対象経費				
		生分解性マルチの導入に係る経費				
		※ 「新たに導入する面積」又は「前年度に				
		比べて取組拡大する面積」に係る生分解性マ				
		ルチが対象				
		※ すでに生分解性マルチを導入している面				
		積は対象外				
		※ 生分解性プラ識別表示制度によるマーク				
		取得製品に限る				
		2 補助率				
		2/3以内(消費税は補助対象外)				
		※上限額				
		「20,000 円/10a 以内」かつ「1団体あた				
		り200万円以内」				

	制度名	概要	要件等	締切	リンク	リンク先
相談受付中	農産産地支援事業	【趣旨】	【要件】	2024年3月21日		
		米・麦・大豆の土地利用型作物や落花生等の	1スマート農業推進型			
		特産作物について、米の需給調整の推進と併	(1)事業実施地区における事業実施年度の対象作物面積が			
		せて、消費者ニーズに応えようとする個性的	下記のとおりであること。			
		な産地確立に取り組む営農集団等が行う機	米:おおむね30(10)ヘクタール以上			
		械・施設等の導入整備を支援します。また、	落花生:おおむね3(0.5)ヘクタール以上			
		令和6年度から新たに、今後、需要増が見込	麦:おおむね10(5)ヘクタール以上			
		まれる輸出用米及び米粉用米の作付拡大を図	茶:おおむね2ヘクタール以上			
		るため、生産の省力・低コスト化に必要な機	大豆:おおむね10(1)ヘクタール以上			
		械の導入を支援します。	たばこ:おおむね10ヘクタール以上			
			※()内は種子団地の場合			
		1. スマート農業推進型	(2)農業機械士が配置、若しくは配置される計画があるこ			
			と。又は、受益者の技能向上のための研修を受ける計画が			
		対 象 者:市町村、農業協同組合、営農集	あること。			
		団、認定農業者、その他知事が認める者	(3)計画地区は、農用地区域内であること。			
		(事業の採択に当たっては、受益農家3戸以	(4)米の場合は、市町村が稲作の担い手育成目標を定め、			
		上の共同利用及び種子生産に係る施設・機械	営農集団等は、集落の合意に基づく推進活動を実施するこ			
		を優先。)	と。			
		対象作物:米、麦、大豆、落花生、茶、たば	(5)米の場合は、主食用米の生産目安に即した生産を行う			
		こ(米・麦・大豆・落花生は種子生産を含	こと(種子生産は除く)。			
		t.)	(6)事業実施主体が認定農業者の場合は、人・農地プラン			
		補助対象:生産性の向上や農産物の高付加価	に位置付けられた中心経営体又は地域計画の目標地図に位			
		値化等に資するICTを活用した機械(ただ	置付けられている経営体であること。			
		し、パソコンやスマートフォン、タブレット	(7)目標年度までに労働生産性、経営面積、単収のいずれ			
		端末等の機器及び通信費等は除く)	かを10%以上向上する計画であること。			
		補 助 率:1/3以内				
		事 業 費:50万円以上、600万円未満(上限	2. 輸出用米・米粉用米低コスト化対応機械導入支援			
		額を超える申請については、補助金を定額と	(1)主食用米の生産目安に即した生産を行うこと。			
		する。)	(2)事業実施年度に、米の栽培面積がおおむね30ヘクター			
			ル以上であること。			
		2. 輸出用米・米粉用米低コスト化対応機械	(3)事業実施年度の転換面積が前年度に比べて2ヘクタール			
		導入支援	以上増加していること。			
			(4)事業実施年度の輸出用米及び米粉用米の栽培面積が前			
		対 象 者:営農集団、認定農業者	年度に比べて2ヘクタール以上増加していること。			
		対象作物:米				
		補助対象:高密度播種苗対応機械、直播用作				
		業機械、均平用機械、ホバークラフト、フ				
		レコンバッグ用計量ユニット				
		補助率:1/3以内				
		111 20 F - 17 00/11				

制度名	概要	要件等	締切	リンク	リンク先
制度名 持続的畑作生産体系確立緊急支援業 (令和6年度実施分)	事 【趣旨】 畑作産地において、病害虫の発生リスクの低減や需要のある作物への転換、労働力不足等 の課題に対応するため、国産需要の高い作物	【主な事業の要件等】 労働負担軽減対策事業のうち、省力作業機械の導入(補助	締切	https://www .maff.go.jp/j /seisan/toku san/r5hosei jizokutekihat asaku.html	リンク先 農林水産省HP